

資料編

1 個人向け相談窓口一覧

※ 児童生徒や保護者に相談機関の紹介が必要な際等に御活用ください。

○ 子供・青少年に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
いじめ等の悩み	24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310	※全国どこからでも夜間・休日を含め24時間いじめ等の悩みを相談できるよう設置。原則所在地の教育委員会の相談機関に接続される。
虐待	埼玉県虐待通報ダイヤル	#7171	24時間(いつでも) 365日(毎日) ※通話料有料 ※つながらない場合の連絡先 048-762-7533
養育、虐待、発達の遅れ、心身の障害、性格、非行など (18歳未満の児童対象)	児童相談所 ※P91参照		電話 月～金 8:30～18:15 上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口(休日夜間児童虐待通報ダイヤル 048-779-1154) ※児童相談所全国共通ダイヤル「189」にかけると、近くの児童相談所につながる。 【さいたま市児童相談所】 電話 月～金 8:30～18:00 上記以外の時間帯での緊急性のある児童虐待通報窓口(24時間児童虐待通告電話 048-711-6824)
生活習慣、言語、思春期の問題など	市町村の家庭児童相談窓口	※各市町村へお問い合わせください。	
子どもの悩み全般(いじめや体罰、子育てなど)	子どもスマイルネット (埼玉県こども安全課)	048-822-7007	電話 毎日10:30～18:00 いじめや体罰などの権利侵害については予約制で面接相談を行っている。
いじめ・虐待など子どもの人権 ※大人の利用も可	子どもの人権110番 (さいたま地方法務局人権擁護課)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15

1 個人向け相談窓口一覧

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
いじめ、不登校、学校生活、性格など	県立総合教育センター よい子の電話教育相談（子供用）	#7300 又は 0120-86-3192	電話 毎日 24 時間受付 F A X : 0120-81-3192 Eメール : soudan@spec.ed.jp
	県立総合教育センター よい子の電話教育相談（保護者用）	048-556-0874	
いじめ、不登校、性格、行動、学習の遅れ、発達、障害など	県立総合教育センター 面接相談 （対象：小学生～18歳）	048-556-4180	面接予約 月～金 9：00～17：00
少年や保護者などからの非行・家出・いじめ等、少年問題に関する相談	埼玉県警察少年サポートセンター ※P 89 参照		
非行・犯罪、親子関係、職場・学校等でのトラブル、交友関係等についての相談	さいたま法務少年支援センター 非行防止相談室 ひいらぎ （さいたま少年鑑別所内）	048-862-2051 0570-085-085 （全国共通相談ダイヤル）	電話・面接 月～金 9：00～12：15 13：00～17：00 （原則予約制）

○犯罪被害に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
犯罪被害にあわれた方とそ のご家族などの精神的なサ ポート	埼玉県警察 犯罪被害者支援室	0120-381858	電話・面接・カウンセリング 月～金 8：30～17：15 面接・カウンセリングは予約 制
犯罪等の被害 者が抱える不 安や悩みへの 相談・支援	（公社） 埼玉犯罪被害者援助 センター	048-865-7830	電話・面接（面接は要予約） 月～金 8：30～17：00 カウンセリング（要予約） 第2・4金に弁護士相談実施 （要予約）
性暴力等犯罪被 害の相談・支援	アイリスホットライン ※P 92 参照		
性犯罪被害相 談	埼玉県警察 犯罪被害者支援室	#8103 又は 048-864-1761	電話 月～金 8：30～17：15 ※上記の時間以外は警察本 部の当直勤務員が対応

○医療・福祉に関する相談窓口

相談内容	相談機関	電話番号	受付・相談時間等
病気予防、健康、精神保健などの相談	最寄りの保健所（※P90参照）、市町村保健センターが相談に応じる。		
精神保健福祉相談 （精神的な病気、不安や悩みで生活に支障がある、対人関係・引きこもりの悩み、飲酒問題、薬物依存など）	埼玉県立精神保健福祉センター ※さいたま市以外の方	048-723-3333	来所相談予約受付 月～金 9:00～17:00
	最寄りの保健所（P90参照）、市町村担当窓口でも相談に応じる。		
こころの健康や悩みに関する相談	さいたま市こころの健康センター ※さいたま市の方	048-762-8548	電話・面接 月～金 9:00～17:00 （面接相談は予約制）
	埼玉県こころの電話 ※さいたま市以外の方	048-723-1447	月～金 9:00～17:00
子供から大人までひきこもりに関する相談	さいたま市こころの電話 ※さいたま市の方	048-762-8554	月～金 9:00～16:00
	埼玉県ひきこもり相談サポートセンター	048-971-5613	電話・面接 月・水～土 10:00～18:00（面接は予約制） Eメール： center@k-largo.org
自殺防止・いのちの電話	こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	月～金（面接は予約制） 9:00～17:00 ※さいたま市の方は9:00～16:00
	埼玉いのちの電話	048-645-4343	24時間365日 （インターネット相談は「埼玉いのちの電話」ホームページから）
	自殺予防いのちの電話（フリーダイヤル）	0120-783-556	毎月10日8:00～翌11日8:00までの24時間
	よりそいホットライン（5番）	0120-279-338 →5	24時間年中無休（通話料無料）

○その他の相談窓口

相談内容	相談機関	受付・相談時間等
外国語による生活全般の相談	外国人総合相談センター埼玉 ※P92参照	
インターネット・スマホ等での違法・有害情報に関する相談	違法・有害情報相談センター （総務省支援事業）	インターネット相談： http://www.ihaho.jp ※相談フォームからの相談受付後は、電話での対応も行っている。 ※相談無料
インターネット被害に関する相談	最寄りの警察署またはけいさつ総合相談センター	（けいさつ総合相談センター） #9110（ダイヤル回線及び一部のIP電話不可） 又は048-822-9110

2 児童生徒への懲戒に関する関係法令等

○ 学校教育法

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

○ 学校教育法施行規則

第26条 校長及び教員が児童等に懲戒を加えるに当たっては、児童等の心身の発達に応ずる等教育上必要な配慮をしなければならない。

- ② 懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長（大学にあつては、学長の委任を受けた学部長を含む。）が行う。
- ③ 前項の退学は、公立の小学校、中学校（学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの（以下「併設型中学校」という。）を除く。）、義務教育学校又は特別支援学校に在学する学齢児童又は学齢生徒を除き、次の各号のいずれかに該当する児童等に対して行うことができる。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他学生又は生徒としての本分に反した者
- ④ 第二項の停学は、学齢児童又は学齢生徒に対しては、行うことができない。

○ 埼玉県立中学校管理規則（平成15年3月28日教育委員会規則第25号） （懲戒）

第11条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

- ② 懲戒のうち、退学及び訓告の処分は、校長が行う。
- ③ 前項による退学は、次の各号のいずれかに該当する場合に限る。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ④ 退学の処分を行った場合は、校長はその旨をその者の指導要録に記載し、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

○ 埼玉県立高等学校通則（昭和30年9月1日教育委員会規則第5号） （懲戒）

第27条 校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。但し、体罰を加えることはできない。

- ② 懲戒のうち、戒告、謹慎、停学及び退学の処分は、校長が行う。
- ③ 前項による退学は、次の各号の一に該当する場合に限る。
 - 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - 三 正当の理由がなくて出席常でない者
 - 四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
- ④ 前各項による懲戒の手続きその他必要な事項は、別に定める。

3 生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト

<input type="checkbox"/>	1	生徒への懲戒に関する基準について、校内規程で具体的に定めている。
<input type="checkbox"/>	2	生徒への懲戒に関する基準を生徒や保護者に周知している。
<input type="checkbox"/>	3	生徒への懲戒に関する基準について、点検・評価を行うとともに、必要に応じて見直している。
<input type="checkbox"/>	4	事故等が発生した際、適切かつ迅速に対応するための「危機管理マニュアル」等が整備されている。
<input type="checkbox"/>	5	校内研修等を通じ、平成21年5月11日付教生指114号「生徒懲戒の適切な運用について(通知)」に基づき、通知の留意点等について、教職員に周知し、学校全体としての一貫した指導を進めている。
<input type="checkbox"/>	6	長期休業中等を含め、生徒の非行・問題行動が発生した場合、速やかに、校長に報告が届くシステムが確立されている。
<input type="checkbox"/>	7	問題行動の発生後、懲戒処分の実施まで、臨時職員会議を開くなど、慎重かつ迅速に手続きが行われている。
<input type="checkbox"/>	8	いわゆる「自宅待機」を命ずることについては、他の生徒に危害が及ぶ可能性があるなどやむを得ない場合に限定し、個別に事案の検討を十分に行い慎重に判断している。また、自宅待機の期間は極力短くするとともに、その日数は懲戒処分の期間に含めている。
<input type="checkbox"/>	9	「懲戒処分としての退学」と「自主的な進路変更」との違いについて、保護者・生徒から誤解を招かないように注意している。
<input type="checkbox"/>	10	生徒への懲戒を行うに当たっては、事実関係の調査や保護者への連絡など、適正な手続きを経ている。
<input type="checkbox"/>	11	事実確認の実施に当たっては、対応者やその人数、場所、要する時間について、合理的範囲を逸脱しないように対応するとともに、食事、用便等について、配慮している。
<input type="checkbox"/>	12	授業時間中の事実確認の実施に当たっては、当該授業を出席・公欠扱いとするとともに、補習授業を行うなどの配慮をしている。
<input type="checkbox"/>	13	懲戒処分の原案の作成に当たっては、生徒への懲戒に関する基準に照らしながら、個別に審議し、管理職が参加する会議で検討している。
<input type="checkbox"/>	14	生徒の進退に関わる処分を検討する場合は、県教育委員会と連携し、適切な懲戒処分が行われるよう心掛けている。
<input type="checkbox"/>	15	懲戒処分の原案は、職員会議で検討し、校長が決定するとともに、会議録を適切に作成保管している。
<input type="checkbox"/>	16	懲戒処分を命ずる時には、校長が保護者・生徒に対し、口頭または文書で行っている。
<input type="checkbox"/>	17	懲戒処分を命ずる時には、生徒等に弁明の機会を与えている。
<input type="checkbox"/>	18	「謹慎」や「停学」の懲戒処分を命ずる時には、その終期を明示している。
<input type="checkbox"/>	19	懲戒処分期間中に、自己を振り返る機会を与えるため、社会体験活動を行うなどの工夫を行っている。
<input type="checkbox"/>	20	懲戒処分期間中に新たな問題行動が生じた場合は、処分期間を延長せず、その問題行動への対応について別途検討している。
<input type="checkbox"/>	21	生徒への懲戒を行う際には、事実概要を記録としてまとめ、適正に保管している。
<input type="checkbox"/>	22	「停学」または「退学」の懲戒処分を行った場合は、校長はその旨を指導要録に記載し、速やかに県教育委員会に報告している。
<input type="checkbox"/>	23	事後指導として、当該生徒のスムーズな学校復帰や定期的な面接指導などを実施している。

◎ チェックした結果により、現状の見直しや改善に生かしてください。

(「高等学校における生徒への懲戒の運用に関する調査結果」並びに「生徒懲戒の適切な運用に関するチェックリスト」の送付について 平成22年1月14日付け教生指第707号 より)

4 懲戒と体罰の区別について

4 懲戒と体罰の区別について

※ 平成25年3月13日付24文科初第1269号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」【別紙】学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例)

本紙は、学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものである。本紙は飽くまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものであるが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、本通知2(1)の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(1) 体罰（通常、体罰と判断されると考えられる行為）

- 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
 - ・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
 - ・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩（たた）く。
 - ・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。
- 被害者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
 - ・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒（通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為）（ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・ 放課後等に教室に残留させる。
- ・ 授業中、教室内に起立させる。
- ・ 学習課題や清掃活動を課す。

- ・ 学校当番を多く割り当てる。
- ・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為（通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為）

- 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。
- 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るように指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
 - ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
 - ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

5 学校と警察署との連絡等に関する協定書

学校と警察署との連絡等に関する協定書

少年非行は、凶悪・粗暴化、広域化、集団化、低年齢化が年ごとに顕著となり、また、いわゆる出会い系サイトを利用した性非行の多発等児童生徒の事件被害が増大するなど、児童生徒を取り巻く状況は、憂慮すべき現状である。

児童生徒の健全育成については、これまでも学校と警察署は連携して対策に取り組んできたところであるが、とりわけ児童生徒の非行・問題行動に対しては、早期発見・早期対応が要請される場所であり、犯罪被害防止についても、学校と警察署との連絡・連携を一層充実させる必要がある。

こうした情勢を踏まえて、埼玉県教育委員会（以下「甲」という。）、さいたま市教育委員会（以下「乙」という。）及び埼玉県警察本部（以下「丙」という。）は、学校と警察署との連絡及び相談（以下「連絡等」という。）に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、児童生徒の健全育成のため、非行・問題行動の防止及び安全確保について、学校と警察署がそれぞれ自らの役割を果たしつつ、相互にその役割を理解し、緊密な連携の下で効果的な対応を図ることを目的とする。

（関係機関）

第2条 この協定における関係機関は、次の各号に掲げる機関とする。

- (1) 甲
- (2) 乙
- (3) 丙
- (4) 埼玉県立の中学校、高等学校、盲学校、ろう学校及び養護学校並びにさいたま市立の小学校、中学校、高等学校及び養護学校（この協定において「学校」という。）
- (5) 埼玉県内の各警察署（この協定において「警察署」という。）

（関係機関の役割）

第3条 学校と警察署は、個々の非行・問題行動に関し、必要な情報の連絡等を行うものとする。

- 2 学校と警察署は、非行・問題行動に関し、必要に応じ協力して対策を講ずるものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、学校と警察署の連携が円滑に行えるよう、それぞれ所管する学校又は警察署に対して、指導・助言を行うものとする。

（連絡等の対象事案）

第4条 この協定に基づく連絡等の対象事案は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ掲げる事案とする。

- (1) 警察署から学校への連絡等
 - ア 逮捕事案及び身柄付きで通告した触法事案
 - イ 前記アに該当する事案以外の事案で、警察署長が継続的な対応を必要と認める次のいずれかに該当するもの
 - (ア) 原因、動機が学校、交友関係にある事案
 - (イ) 児童生徒に被害が及ぶおそれのある事案
 - (ウ) 集団で非行・問題行動を起こした事案
 - (エ) 薬物等の乱用事案
 - (オ) 不良行為を繰り返すなど、虞犯性が強い事案
 - (カ) 不良行為少年として補導された者について、特に学校へ連絡が必要と認め

る事案

(2) 学校から警察署への連絡等

ア 児童生徒の非行・問題行動及びこれらによる被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

イ 学校内外における児童生徒の安全確保及び犯罪被害の未然防止のため、校長が警察署との連携を必要と認める事案

(連絡等の内容)

第5条 この協定に基づく連絡等の内容は、事案に係る児童生徒の氏名、事案の概要など、校長又は警察署長が必要と認める事項とする。

(連絡等の方法)

第6条 連絡等については、次の各時に掲げるところにより、連絡責任者及び連絡担当者を定めるものとする。

(1) 学校にあっては、連絡責任者は校長、連絡担当者は校長の指定する者

(2) 警察署にあっては、連絡責任者は警察署長、連絡担当者は警察署長の指定する者

2 連絡等は、面接又は電話により行うものとする。

(適正な情報管理)

第7条 連絡等に際しては、児童生徒の健全育成及び個人情報保護の観点から、次の各号に掲げることにより配慮するものとする。

(1) 連絡等の内容について、秘密保持の徹底に努めること。

(2) 連絡等の内容の正確を期すること。

(3) 対象事案に関係した児童生徒の対応に当たっては、本協定の趣旨や目的を踏まえ、連絡等の内容を適正に反映させること。

(協議)

第8条 本協定の円滑な実施のため必要があるときは、甲、乙及び丙は協議して所要の措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第9条 本協定の実施に係る費用は、第2条各号に掲げる関係機関がそれぞれ負担するものとする。

(施行日等)

第10条 この協定は、平成16年2月1日から施行する。

参考文献一覧

<全般的に参考としたもの>

- 生徒指導提要 (文部科学省)
- 生徒指導リーフ (国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センター)

<いじめ防止について>

- 学校現場で役立つ いじめ防止対策の要点
(鳴門教育大学いじめ防止支援機構)
- いじめ対応研修テキスト いじめ対応の手引 (宮城県教育委員会)
- いじめ問題対策マニュアル 平成22年度版 (群馬県教育委員会)
- 「いじめゼロ」へ! 千葉県版教職員向けいじめ防止指導資料集 (千葉県教育委員会)
- 学校問題解決のための手引～保護者との対話を活かすために～ (東京都教育委員会)
- 学校のいじめ初期対応のポイント (神奈川県教育委員会)

<自殺防止について>

- 教師が知っておきたい子どもの自殺予防 (文部科学省)
- 子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き (文部科学省)
- 子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引 (文部科学省)
- 自傷・自殺のことがわかる本 (松本俊彦 監修)
- 自傷・自殺する子どもたち (松本俊彦 著)
- もしも「死にたい」と言われたら (松本俊彦 著)
- 中高生の自殺予防に向けたところサポートハンドブック (神奈川県教育委員会)
- 生徒指導研修資料 Vol.1 (新潟県教育委員会)
- SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料 (東京都教育委員会)

<暴力行為防止について>

- 生徒指導マニュアル—学校における積極的な生徒指導の推進と問題行動等への適切な対応のために— (福島県教育委員会)
- 生徒指導対応ハンドブック～暴力行為・不登校を中心として～
(岡山県教育庁指導課生徒指導推進室)
- 中学校における暴力行為事象への指導事例集～組織的な対応をするために～
(奈良県教育委員会)
- 生徒指導ハンドブック～豊かな心を育むために～ (高知県教育委員会)
- 問題行動等対応マニュアル～児童生徒・保護者との信頼関係の一層の構築をめざして～
(山口県教育委員会)
- 東松山市地内発生少年死亡事件に係る報告書
(埼玉県教育委員会・川越市教育委員会・東松山市教育委員会合同検証委員会)

おわりに

本ハンドブック「I's 2019」は、「いじめ対応ハンドブックI's」、「生徒指導ハンドブックNew I's」の精神を受け継ぎ、いじめ防止対策推進法の制定や自殺対策基本法の改正等の動向を踏まえてアップデートしたものです。生徒指導の方策検討委員会は、学校現場の方、心理や福祉の専門家の方などにも参加していただいたため、委員会での議論は活発で、多くの建設的な意見によって、本ハンドブックは現在の形にまで練り上げられました。前書同様に、埼玉県の下すべての教職員の座右の書として活用されることを真に期待しています。

平成31年3月

生徒指導の方策検討委員会委員長
埼玉大学教育学部 教授 澤崎 俊之

生徒指導の方策検討委員会

委員長	埼玉大学教育学部 教授	澤崎 俊之
委員	埼玉県スクールカウンセラー	竹中麻理子
委員	埼玉県スクールソーシャルワーカー指導員	吉永 恵子
委員	三郷市立丹後小学校 教頭	加藤真理子
委員	深谷市立南中学校 主幹教諭	小暮 裕明
委員	県立豊岡高等学校 教諭	黒田 哲
委員	県立羽生ふじ高等学園 教諭	佐藤 一丘
委員	県立川口北高等学校 養護教諭	石川美和子
委員	県立総合教育センター 指導主事	山内 哲也
委員	県立総合教育センター 指導主事	伊藤 茂樹
委員	南部教育事務所 指導主事	小野 大雄
委員	西部教育事務所 指導主事	北村 聡
委員	北部教育事務所 指導主事	酒井 春昭
委員	東部教育事務所 指導主事	須永 清司

I's2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～

平成31年3月発行

埼玉県教育局県立学校部生徒指導課